

地域における協力に関する協定



いちき串木野市

日本郵便株式会社

## 地域における協力に関する協定

いちき串木野市（以下「甲」という。）は、いちき串木野市内の郵便局（以下「乙」という。）と、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

この協定において、乙は、別紙 1 記載の郵便局をいい、代表郵便局は羽島郵便局をいう。

### （目的）

第 1 条 この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力の内容）

第 2 条 乙は、いちき串木野市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合（地域見守り活動の協力）
- (2) 道路の異状を発見した場合
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等が発見した場合

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

### （免責）

第 3 条 乙は、前条第 1 項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

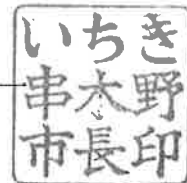
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年9月28日

甲 いちき串木野市昭和通133番地1

いちき串木野市

いちき串木野市長 田畑誠



乙 いちき串木野市口之町29

日本郵便株式会社

羽島郵便局長 富永伸博



いちき串木野市内郵便局一覧 別紙1

いちき串木野市内の代表郵便局 羽島郵便局 電話番号0996-35-0042

郵便局名		所在地	電話番号
1	羽島郵便局	〒896-0063 口之町29	35-0042
2	芹ヶ野郵便局	〒896-0075 金山14103-16	32-5494
3	串木野浜町郵便局	〒896-0043 港町115	32-5491
4	生福郵便局	〒896-0078 生福8542-1	32-5493
5	島平郵便局	〒896-0031 東島平町94	32-5492
6	市来郵便局	〒899-2201 湊町3-115	36-2042
7	市来川上郵便局	〒899-2102 川上1215-1	36-2221
8	市来大里郵便局	〒899-2103 大里5631-2	36-2222
9	串木野郵便局	〒896-0011 大原町156	32-2042

いちき申木野市役所及び関係課一覧 別紙2

いちき申木野市役所

代表電話番号 0996 - 32 - 3111

課名		電話番号
1	福祉課	33-5619
2	土木課	21-5151
3	生活環境課	33-5614
4	総務課	33-5626